

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 5月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

### 新潟県規則第37号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(地域振興局長への委任) <b>第3条の3</b> (略) 2 (略) 3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。 (1)～(136)の67 (略) (137) 建築基準法第7条の6第1項第1号及び <u>第18条第24項第1号</u> の規定により、検査済証の交付を受けるまでの建築物の仮使用の <u>認定</u> をすること。 (138)～(145) (略) <u>(145)の2 建築基準法施行令第137条の16第2号の規定による移転の認定をすること。</u> (146)～(156) (略) <u>(156)の2 建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の2第2項の規定により、建築士から必要な報告を求め、又は職員に立入検査若しくは質問をさせること(知事が指定したものを除く。)</u> (157) 建築士法第26条の2の規定により、建築士等から必要な報告を求め、又は職員に立入検査をさせること(知事が指定したものを除く。) (158)～(187) (略) (188) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第4項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する建築基準法 <u>第18条第14項</u> の規定による通知書の交付を受けること。 (189)～(207) (略) (208) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第4項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）において準用する建築基準法 <u>第18条第14項</u> の規定による通知書の交付を受けること。 (209)～(212) (略) 4～10 (略)	(地域振興局長への委任) <b>第3条の3</b> (略) 2 (略) 3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。 (1)～(136)の67 (略) (137) 建築基準法第7条の6第1項第1号及び <u>第18条第22項第1号</u> の規定により、検査済証の交付を受けるまでの建築物の仮使用の <u>承認</u> をすること。 (138)～(145) (略)  (146)～(156) (略)  (157) 建築士法（昭和25年法律第202号） <u>第26条の2</u> の規定により、建築士等から必要な報告を求め、又は職員に立入検査をさせること（知事が指定したものを除く。）。 (158)～(187) (略) (188) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第4項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する建築基準法 <u>第18条第12項</u> の規定による通知書の交付を受けること。 (189)～(207) (略) (208) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第4項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）において準用する建築基準法 <u>第18条第12項</u> の規定による通知書の交付を受けること。 (209)～(212) (略) 4～10 (略)

